

## 5類感染症への移行に伴う変更点について

令和5年5月8日(月)から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、新型コロナウイルス感染症の分類が「2類感染症」から「5類感染症」に変更されました。それに伴い組合の制度等にも変更点がありますので、ご確認ください。

## 特別傷病手当金の支給対象期間について

組合では、組合員の方が新型コロナウイルス感染症に感染したため勤務することができず、休暇期間における給与の全額または一部を受け取ることができない場合に「特別傷病手当金」を支給してまいりましたが、令和5年5月8日(月)より新型コロナウイルス感染症の分類が「2類感染症」から「5類感染症」に変更されることを受け、支給対象期間を下記のとおりといたしました。

支給対象期間	令和5年5月7日(日)までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため、労務に服することが出来ない期間
--------	--

## 5類感染症とは…

5類感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が定める感染症の5類型のうちの一つで、感染力や重篤性などの危険性が最も低いとされているものです。季節性のインフルエンザやRSウイルス感染症などの一般的な感染症は、ここに分類されています。

### ■感染症法上の位置づけ変更に向けた対策の全体像

	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づく外出自粛(自宅待機)の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府として一律に外出自粛要請はしない</li> </ul>
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針やガイドラインによる感染症対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的対処方針等は廃止、個人や事業者の判断に委ねる</li> </ul>
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度も自己負担なく接種</li> <li>※高齢者や高齢リスクが高い方：年2回</li> <li>※5歳以上のすべての方：年1回</li> </ul>

# 今後のマスクの着用について

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが、令和5年3月13日から、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになりました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。ただし、感染拡大防止対策として、マスクの着用が効果的である場面などについては、引き続きマスクの着用が推奨されます。

## 周囲の方に感染を広げないために！



**受診時や医療機関  
高齢者施設などを訪問するとき**

**通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスなどに乗るとき**



## ご自身を感染から守るために！

高齢者の方



基礎疾患のある方

妊婦の方



**重症化リスクの高い方が、感染拡大時に混雑した場所に行く時**

作成：関東信越税理士国民健康保険組合  
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1  
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考：厚生労働省